

第37回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年6月24日(金)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時44分

第37回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第162号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第163号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第164号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第165号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第166号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第197号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第198号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第199号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第200号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第201号 農業用施設用地に供する届出について

報告第202号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稲 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
8 番	川 鍋 優 君	9 番	井 野 重 明 君
10 番	早 野 公 夫 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
14 番	塚 越 賢 二 君	15 番	横 田 義 明 君
16 番	鈴 木 好 雄 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

欠席委員 1名

7 番 蔵 口 哲 夫 君

推進委員

菖蒲 1 青 木 隆 夫 君 鷺宮 6 野 本 謙 一 君

事務局

事務局長	渋 谷 修	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	小 林 明	主 任	黒 須 一 宏

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） それでは、第37回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆さん、ご起立を願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、蔵口委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

それでは、初めに岩崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。18番、木村信一委員さん、1番、矢野委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしく願います。

○事務局長（渋谷 修君） それでは、お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会開催までの経過につきましてご報告いたします。

6月8日、水曜日でございます。埼玉県農業会議主催により令和4年度農業者年金担当者会議がウェブにて開催され、小林主任が出席しております。内容につきましては、加入等諸変更の手続についてほか記載のとおりでございます。

報告は以上になります。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。このご説明につきまして何か質問がございましたら、お受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） よろしいですか。打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がございましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎議案第161号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第5 議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、よろしく願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、御覧ください。

申請書番号222302番、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、1,273平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を247アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。

農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす内容となっております。なお、取得後につきましては、花卉の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号223302番、譲受人は小右衛門在住の方、譲渡人は緑1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、栗橋地内の田3筆、合計1,733.3平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を265アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
塚越委員。

○14番（塚越賢二君） 14番、塚越賢二です。令和4年6月16日に13番、木村委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号222302番、当該申請地は、久喜市立小林小学校から北西に約3キロメートルほどの畑作地帯に存在しております。農地の状況は畑で、ランの標識が立っておりました。譲受人世帯の耕作状況から、申請地を取得後も適正に使われるものと思われまます。本案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○15番（横田義明君） 15番、横田です。6月21日に矢野委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号223302番、申請地は栗橋総合支所から東に約200メートルから700メートルの水田地帯の中に位置しております。農地の現況は田、3筆の水稲が、耕作地でした。申請世帯の耕作状況や農機具の所有状況から申請地を取得後、正常に耕作するものと思われまます。

以上、この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまお二人の委員より調査報告がございました。質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第162号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第162号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。
村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第162号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページになります。

申請書番号224403番、申請者は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑3筆、合計546平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅等の敷地として使用しておりましたが、昭和43年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことも確認等されたことから、今回、追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号224404番、申請者は鷺宮6丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑2筆、合計77.86平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございまして、自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅等の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回、追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

矢野委員。

○1番（矢野 学君） 1番、矢野です。6月21日に横田委員と現地調査してきましたので、報告いたします。

申請書番号224403番、現地はJ R東鷺宮駅から大体約1キロのところにあります。自宅の出入口となる場所にアスファルトが敷いてあるということなので、昭和42年に建てられており、追認案件などで特に問題はないと思います。

申請書番号224404番、J R東鷺宮駅から北西500メートルぐらいのところの現地があり、申請人の出入口などにアスファルトが敷いてある状態でした。追認案件などで特に問題はないと思います。

よろしくをお願いします。

○会長（岩崎長一君） ただいま2件の調査報告がございました。

関連をいたしまして、質問をお受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第163号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第163号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第163号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書9ページになります。

申請書番号221505番、譲受人は南2丁目在住の方ほか1名、譲渡人は下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、合計302.03平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻とともに生活をしておりますが、お互いの荷物などが増え、現在の住まいでは手狭になってきたため、静かな住環境であり、公共施設へも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号221508番、譲受人は伊奈町在住の方、譲渡人は除堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の畑1筆、330平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市外の賃貸住宅にて妻と子と共に生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額南彩農業協同組合ローンセンターからの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の10ページ、申請書番号221509番、譲受人は桶川市に本社を置き、平成7年から一般貨物自動車運送事業等を営んでいる法人となります。譲渡人は北中曽根在住の方となっております。土地の表示につきましては、北中曽根地内の畑5筆、合計2,524平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自動車修理工場建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市外にて一般交通自動車運送事業等を営んでおりますが、今回運送事業で多くの車両を管理していることから、車両メンテナンス業務新規事業として開始することとしました。その中で久喜市で農作物の輸送の取扱いも多い等により久喜市で適地を探していたところ、当該申請地の所有者から了承を得られたことから、当該申請地へ自動車修理工場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容の計画となっております。

続きまして、申請書番号221511番、譲受人は下清久に事務所を置き、令和2年から社会福祉法に基づく生活サポート事業等を行っている法人となります。譲渡人は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の田9筆、合計1,663.92平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります社会福祉施設の建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、市内に事業所を置き、社会福祉事業を行っており、今回、障害児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活ができるよう障害児の置かれている環境に応じて適切かつ効率的な療育訓練を行うことができる通所施設を建築したいと考え、現在の使っている施設では手狭になり、適地を探していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。資金については、自己資金及び独立行政法人福祉医療機構からの融資にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の11ページ、申請書番号221512番、譲受人はさいたま市岩槻区に事務所を置き、平成17年から高速道路の新設、修繕等を行っている法人となります。譲渡人については太田袋在住の方となっております。土地の表示につきましては、太田袋地内の田1筆、557平米のうち329.7平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権の設定によります高速道路4車線化工事に伴う工事車両等の円滑な市道の通行を確保するための退避所整備のための一時転用で、転用期間は1年8か月間となっております。農地の区分は、農用区域でございますが、圏央道工事のための一時的な利用に供するために行う転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき許可の例外が適用されるものでございます。譲受人である法人は、現在、圏央道4車線化工事に取り組んでおりますが、工事に当たり工事用大型車両が市道を通行することになります。そこで、市道を利用する車両の通行を妨げることなく円滑な通行を確保することを目的に当該申請地を車両の退避所用地等として一時的に使用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については全額自己資金にて賄う計画となっており、資金を証明する予算に関する書面も添付されております。その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号221513番、譲受人は吉羽1丁目在住の方、譲渡人は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の畑1筆、369平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権の設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額日本住宅ローン株式会社からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号221515番、譲受人、譲渡人ともに江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、350平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在譲渡人と同じ敷地にて妻と生活しておりますが、現在の家に家庭の事情でおばが住むことになり、住めなくなってしまうことから、現在の住まいに近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び南彩農業協同組合ローンセンターからの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障の内容となっております。

続きまして、議案書の12ページ、申請書番号222505、譲受人は戸田市に本社を置き、平成18年から土木建築業等を行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町小林在住の方ほか20名となります。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田32筆、畑4筆、合計1万5,790平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が9か月間となっております。農地の区分は、農用区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地の所有者である譲渡人については、申請地を水田として利用しておりましたが、沼地のような場所でトラクターが土に潜ってしまい耕作することが困難なため、農地改良により畑にして管理していくための農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しのようなものでございまして、採掘の深さが100センチ、現況面から125センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は麦の作付を予

定しているというところでございます。

続きまして、議案書の14ページ、申請書番号222506番、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、412平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在子供とともに市内の実家にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、現在の住まいである実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社優良住宅ローンからの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号223504番、譲受人は白岡市に本社を置き、平成13年から精密板金加工業等を営んでいる法人となります。譲渡人は、東京都文京区在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、999平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります工場建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在久喜市、白岡市、加須市にて事業を営んでおりますが、今回白岡市の工場を一部縮小せざるを得ないことに伴い、新たな移転先を探していたところ、現在稼働中の2か所の工場に近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな工場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない計画となっているものでございます。

続きまして、申請書番号223507番、譲受人、譲渡人ともに新井在住の方となっております。土地の表示につきましては、新井地内の田1筆、133平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります農家分家住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻とともに申請地の隣地にて生活しておりますが、市外に生活している子供が久喜市にて生活することとなり、既存住宅の敷地にて離れを建築することを計画し、今回新たな適地を探していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉県信用金庫からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の15ページ、申請書番号223508番、譲受人は伊坂北1丁目在住の方、譲渡人は河原代在住の方となっております。土地の表示につきましては、河原代地内の田1筆、414平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子とともに市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、将来のことを考え、譲受人が父親が所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額親族からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の15ページ、16ページです。申請書番号223509番から223513番までは、譲受人が同じため一括して説明をさせていただきます。

譲受人は、大阪府大阪市中央区に本店を置き、令和3年から太陽光発電事業等を行っている法人となります。譲渡人は、佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、いずれも佐間地内にありまして、223509番は畑1筆、1,045平米、223510番は畑2筆、合計1,955平米、223511番は田1筆、1,141平米、223512番は畑1筆、1,488平米、223513番は畑2筆、合計2,473平米でございます。申請の内容は、いずれも所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、いずれも一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、令和3年から太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり、了承を得たことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金については、いずれも全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。また、経済産業省の事業認定書の写しや電力会社への接続契約書類も添付されており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の17ページ、申請書番号223514番、譲受人は東京都千代田区に本社を置き、平成23年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、松永在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑4筆、合計1,815平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や駅からも近く利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、5棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましても、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224519番、譲受人は久喜中央2丁目に本店を置き、平成22年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は、上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、上川崎地内の畑3筆、合計687平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や小学校からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、2棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましても、全額個人からの融資にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号224520番、譲受人はさいたま市北区在住の方、譲渡人は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田1筆、313平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻とともに市外の官舎にて生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人の実家に行きやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社足利銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま20件の説明がございました。ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いをいたします。

○18番（木村信一君） 18番、木村です。6月18日土曜日に川鍋委員と一緒に調査してきました。

221505番、現況が畑です。場所は、久喜市役所から南へ約200メートルぐらいのところ。東側が畑、西側が市道、南側が畑を挟んで住宅です。それから、北側がローソンでございます。被害防除に関しては、東側と南側がマウントアップで、北側がローソンのブロックとフェンスです。汚水は本下水、雨水は、普通の宅内処理でオーバーフロー分をU字溝へ流すということになります。

それから、221508番、場所は旧江面第二小学校から北へ約1キロぐらいのところ。現況は畑で、非常にきれいになっていました。東側が畑、西側が畑、南側は市道、北側が畑。被害防除に関しては、境界用4段のコンクリートブロックで積んで、防除。それと雨水は集落排水。雨水は同じですね、U字溝につなぐ予定になっています。

それから、221509番、場所は清久工業団地から北西へ約300メートルぐらいのところ。現況は畑で、東側が市道、西側が畑と駐車場、南側が市道、北側が住宅です。ここも雨水は本下水に、雨水は同じですね。周りをコンクリートブロックで、一応3段と5段のところがあって、その上にフェンスをつけるそうです。

221511番、場所は県立の久喜特別支援学校の道路を挟んだ隣です。現状は畑と田になります。東側が市道、西側が田、水路がありますよね、南側も田と水路、水路を挟んで田です。北側が市道、これも水路を挟んだ市道です。周りは一応コンクリートブロック2段でフェンスをする予定であります。雨水は本下水、雨水はやっぱり同じです。これは水路に放出する予定になっています。

それから、221512番、場所は久喜宮代衛生組合から川を挟んで100メートルぐらいのところ。現況は左右とも田になります。この案件、東が水路、西が田、南が市道、北が田と鉄塔の基礎です。現況というか、現在これは契約になっているので、案件でその延長です。1年8か月延長ということです。だから、特別な、もう現況のままに特に問題ないと思います。

221513番、場所はアリオから南西へ約300メートルぐらいのところ。現況は畑です。東側が畑、西側が水路、南側は畑、北は市道。この場所に関しては、ブロック積みで1段から3段で建てるようになっていました。それと、排水は合併浄化槽になっておりました。

それから、221515番、この場所は、久喜インターから南に約300メートルぐらいの場所です。現況は畑でここもきれいに管理されておりました。東側は畑、西側が畑と物置、南側は畑、北側が市道。これは4段で建てるようになりました。雨水は集落排水、雨水は同じく、オーバーフロー分を側溝に流す計画です。

以上7件に関しまして、許可相当と判断しましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 木村委員。

○13番（木村実君） 13番、木村でございます。6月の19日の日に14番、塚越委員さんと調査をまいりました。

申請書番号222505番、申請地は久喜市立小林小学校から西に50メートルぐらいかなと思ったのですが、敷地としては、この資料12にございます小学校の斜め、対角線上なので50メートルもないかもしれません。周囲は、東側が農道、水路を挟んで南彩農協の昔の旧小林支店でございます。それから、西側は畑と宅地、南側が市道、北側は畑となっております。農地の状況は、非常に低いじめじめしたという、水がかなり浮いておまして、平地の田んぼでございます。ちょっとトラクターなんかで入るのは無理かなと思われるような農地でございました。昨年の稲作頃、耕うんがされておらず、雑草が生い茂っておりました。農地改良により畑として使用するという。被害防除につきましては、現場付近、小学校等もございます。ダンプは最徐行で、なおかつ排水等については現行計画どおり行くとされております。

ので、周囲に被害を及ぼすことはないと考えられます。

次に、222506番、当該申請地は、この図面を見てもらうとまたよく分かるのですが、久喜市立三箇小学校というのが上のほう御覧になれば、その南側、直線で300メートルほどの畑と住宅が混在している地帯に位置しております。周囲は、東側が畑、西側も水路を挟んで畑、南側が市道、北側は畑となっております。農地の状況ですが、きれいに除草がされておりました。区画もされてございました。被害防除につきましては、水路側、要するに図面で言うところの北側、ここに水路があるのですが、水路側は鉄筋コンクリートのその上にブロックを3段積みで、その他のところは、コンクリートブロック4段積みという、ブロック塀ですね、4段積みとなっております。雨水については、宅地内浸透処理、オーバーフロー分は南側の側溝へ放流、汚水については合併浄化槽を設置し、処理水は南側の側溝に接続するという計画となっております。これも周囲に被害を及ぼすことはないと考えられます。

この2件の案件ですが、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

続いて、よろしくをお願いします。

横田委員。

○15番（横田義明君） 15番、横田です。6月21日に矢野委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号223504番、申請地は栗橋西小学校から南西に1.3キロの位置にあります。周囲の状況は、北側が市道、南側が水路、東側が宅地と畑、西側が畑となっております。被害防除については、RC土留めを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、申請地の北側の道路側溝に接続する計画となっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請番号223507番、申請地は南栗橋駅から南西に約1.8キロの位置にあります。周囲の現況は、北側が水路、南側が田、東側が畑、西側が宅地となっております。被害防除については、周囲をRC土留めを設置する計画となっております。排水については合併浄化槽を設置し、申請地の東側の排水路に接続する計画となっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請番号223508番、申請地は栗橋総合支所から南に900メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が市道、南側が宅地、東側が畑、西側が田となっております。被害防除については、コンクリートブロックの土留めを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、申請地の北側の排水路に接続する計画となっております。周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請番号223509番、申請地は栗橋西小学校から北西に約400メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が水路、南側が市道、東側が田、西側が田となっております。被害防除については、マウントアップを設置する計画となっております。排水については、生活排水はなく、雨水については敷地内浸透処理の計画となっております、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請番号223510番、申請地は栗橋西小学校から北西に約450メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が市道、南側は水路、東側は田、西側は十王堀排水路となっております。被害防除については、マウントアップを設置する計画となっております。排水については、生活排水はなく、雨水については敷地内浸透処理の計画となっております。周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請番号223511番、申請地は栗橋西小学校から北西に約600メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が畑、南側が市道、東側は田、西側は十王堀排水路となっております。被害防除については、マウントアップを設置する計画となっております。排水については生活排水はなく、雨水については敷地内浸透処理の計画となっております。周

圃の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

申請番号223512番、申請地は栗橋西小学校から北西に約400メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が水路、南側は市道、東側は田、西側は田となっております。被害防除については、マウントアップを設置する計画となっております。排水については生活排水はなく、雨水については敷地内浸透処理の計画となっており、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

申請番号223513番、申請地は栗橋西小学校から北西に400メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が水路、南側が市道、東側が市道、西側は田となっております。被害防除については、マウントアップを設置する計画となっております。排水については生活排水はなく、雨水については敷地内浸透処理の計画となっており、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

申請番号223514番、申請地は栗橋北彩高校から南に約30メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が宅地、市道、畑、南側が田、東側は市道、西側が市道となっております。被害防除については、開発区域に外周にコンクリートブロックを設置する計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、申請地の北側の道路側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この9案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当と判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

矢野委員さん。

○1番（矢野 学君） 1番、矢野です。21日の日に横田委員さんと現地調査をしてきましたので、ご報告いたします。

申請書番号224519番、現地はJR東鷲宮駅から南東へ50メートルぐらいの位置にあり、北が住宅、東が田んぼ、南が市道と住宅、西が田んぼとなっており、現地は少し草が生えてございました。北側も以前申請が出されておりました。周囲をコンクリート2段積み、またフェンスを立てる予定となっているので、特に問題はないと思われますので、許可相当と思われます。

申請書番号224520番、現地は弦代公園の西側にあり、野菜とカボチャが少し耕作されている状態でした。北が市道、東も市道、南側は住宅、西側は畑で、申請地の西側の畑を挟んでですが、畑があるのですけれども、その周りの家が一方通行の出入口ということで狭いということで敷地拡張の申請が二、三か月前に出されています。これは、ブロック、フェンスを積んでということなので、特に問題はないと思われますので、許可相当と思われます。

よろしく願います。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

20件、木村代理7件、木村実委員2件、横田委員9件、矢野委員、2件と調査報告をいただきました。全体を通じまして質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第164号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第164号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第164号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の19ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。今月、計画変更1件提出されております。

申請書番号55292番、土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、300平米でございます。こちら対象地につきましては、平成元年6月に事業目的を医院、病院ですね、医院用地とした農地法第5条の許可を埼玉県から受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に医院を建築する予定でしたが、その後状況が変わり、当該申請地に医院を建てないまま現在に至っているところでございます。そのため、申請地の現況は現在も農地となっておりますが、今回、自己用住宅建築を予定している方が事業計画の承継者として計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は農地に接しておらず、周辺農地に及ぼす影響も少ないと見られることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。

なお、計画変更後について、承継者の自己用住宅建築のための宅地として利用される予定となっております。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明について、以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連して質問をお受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようですので、打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第51条第1項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第165号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第165号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第165号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書21ページから24ページまでとなっております。今月は21件の申出を受けておまして、うち新規案件が17件でございます。

それでは、新規案件についてご説明をさせていただきます。初めに、議案書の21ページ、22ページ、申請書番号の菖蒲の36番から38番まで及び議案書の24ページの菖蒲51、52番が借手が同じため一括して説明させていただきます。

利用権を設定する農地が菖蒲町新堀地内の畑9筆、合計7,865平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する利用権が賃借権の設定で、普通畑5年間、賃借料が反当たり8,013円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、議案書の22から24ページまで、申請書番号、菖蒲の39番から菖蒲の49番までが借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が菖蒲町柴山枝郷ほか市内の田46筆、畑1筆、合計3万7,727平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は白岡市ほか在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定でございまして、水稻作付6年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の50番、利用権を設定する農地は、菖蒲町小林地内の田3筆、合計5,287平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権が賃借権の設定で、水稻作付10年間、賃借料が反当たり8,000円ほかを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定については、新規、再設定合わせて74筆、5万8,149平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、菖蒲39番から菖蒲49番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略いたします。

まず初めに、菖蒲36番から菖蒲38番まで、菖蒲51番、52番につきましては、荒井推進委員さんが担当であります、借手が市の担い手塾の修了生でございまして、担い手塾の塾長でありました稲生委員さんより報告をお願いいたします。

○4番（稲生 裕君） 4番、稲生です。借手の方は、下新堀にお住まいの方で令和2年に新規就農された方です。借手が借りる場所については、下新堀の宿というところに6,076平方メートルと物見塚に1,789平方メートルの農地を借りる予定です。宿については、600坪のビニールハウスを建設し、キュウリを栽培するという事です。また、物見塚においては、もう2年ほど露地野菜を栽培しており、キュウリ、ナス、ピーマンを作付しております。この方は、久喜市明日の農業担い手育成塾に応募され、晴れて来月7月に卒業の運びとなっております。キュウリ農家において2年間研修され、露地野菜も2年間作付されております。今後、農業で生計を立てる計画になっております。どうぞよろしく願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

菖蒲50番につきましては、長谷川推進委員さんが本日欠席でございますので、事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 菖蒲の50番についてでございます。借手の方については、現在水稻及び野菜を115アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、借手の方は、地域との関係も良好で中心となる担い手として営農されておりますと長谷川推進委員さんから報告を受けております。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、全体を通じましての質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしと声がありましたので打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の委員の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎議案第166号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第166号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第166号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の26ページから29ページになります。

議案書の26ページ久喜2及び議案書の26ページから28ページまで、菖蒲6番は賃借権の設定を受ける者が同じため一括して説明させていただきます。設定を受ける農地は、所久喜ほか地内の田45筆、畑1筆、合計3万6,964平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人でございます。現在水稲及び野菜を合計で2,440アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稲作付6年間ほかとなっております。

続きまして、議案書の26ページ、菖蒲の5番、また議案書の28ページの7番、議案書の29ページの菖蒲の11番は賃借権の設定等を受ける者が同一のため一括して説明させていただきます。設定を受ける農地が柴山枝郷地内の畑4筆、合計1万5,061平米でございます。借手の方は、菖蒲町柴山枝郷在住の方で、現在水稲及び野菜を960アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、水稲作付6年間ほかとなっております。

続きまして、菖蒲の8番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、2,461平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で102アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稲作付8年9か月間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲の9番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間地内の田1筆、2,941平米でございます。借手の方が菖蒲町上栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を201アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する利用権が賃貸借権の設定で、水稲作付8年9か月間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、議案書の29ページ、菖蒲の10番、設定を受ける農地が菖蒲町小林ほか市内の田12筆、合計2万7,607平米でございます。借手の方が菖蒲町小林在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,169アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する利用権が使用貸借権ほか設定で、水稲作付8年8か月間ほかとなっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は、以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定をいたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは報告になります。議案書の31ページになります。農地法第4条の届出でございます。今月は3件の農地法第4条の届出を受理しております。全て市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の33ページから36ページまでになります。こちら農地法第5条の届出でございます。今月は10件の農地法第5条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の38ページ、39ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の41ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は1件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、議案書の43ページになります。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

続きまして、議案書の45ページでございます。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がございました。

全体を通じまして何か質問がございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がございました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、本日、皆様の机のほうに置かせていただきまして、A4のコピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれてありますものを御覧ください。こちらにつきましては、農業経営改善計画の認定で、認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して改善計画が提出されました。こちらを判断するに当たりまして認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。資料のとおり、今月1件の申請が提出されております。

この方、現在の作付面積が約31アール、目標とする営農類型がブルーベリーの単一経営でございまして、作付面積を96アールまで拡大する計画となっております。年齢が64歳でございます。今後は、酸素濃度を増やす機械を導入するなど生産の合理化を図ることを目標としております。申請者の方は、平成29年5月1日から令和4年4月30日まで

認定農業者であり、地域の中心となる担い手として活動されていることから、認定して支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

何か質問がございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、進まさせていただきますが、中妻在住の農業者の方から提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後、経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。支障なしの意見として決定をさせていただきます。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告 午後 3時44分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年6月24日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 木 村 信 一

署 名 委 員 矢 野 学